

各種検診における受診可能期間の変更について

各種検診については、「年区切り(1月～12月)」の考え方にに基づき市民の方に受診いただいておりますが、数多くの市民の方や協力医療機関等から、健康診査(※)の受診可能期間「年度区切り(4月～翌年3月)」と異なるため、分かりにくいとの御意見をいただいております。

つきましては、令和6年4月から下記のとおり健康診査に合わせて統一することといたします。

市民の方には、市報やホームページ、協力医療機関に掲示するポスター等で周知を図るとともに、移行期間を設けて受診の機会を逸することがないように対応してまいりますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 変更内容

各種検診の受診可能期間を「年区切り(1月～12月)」から、「年度区切り(4月～翌年3月)」に変更

	変更前 (令和6年(2024年)3月まで)	変更後 (令和6年(2024年)4月以降)
各種がん検診 結核検診 骨粗しょう症検診 聴力検診	年区切り:1月～12月	年度区切り:4月～翌年3月

※健康診査(30歳代健康診査、吹田市国保健康診査、生活習慣病予防健診、健康長寿健診)

受診可能期間は、従来から「年度(4月～翌年3月)に1回」

2 変更に伴う市民への対応について

- (1) 1月～3月生まれの方で、令和6年(2024年)1月～3月に受診していない対象の検診がある場合は、移行措置として期間を延長し、令和6年度(2024年度)中に受診可能とします。
- (2) 市報やホームページ、医療機関に掲示するポスター、個別勧奨の際のハガキや通知文に記載し、丁寧な説明に努めます。